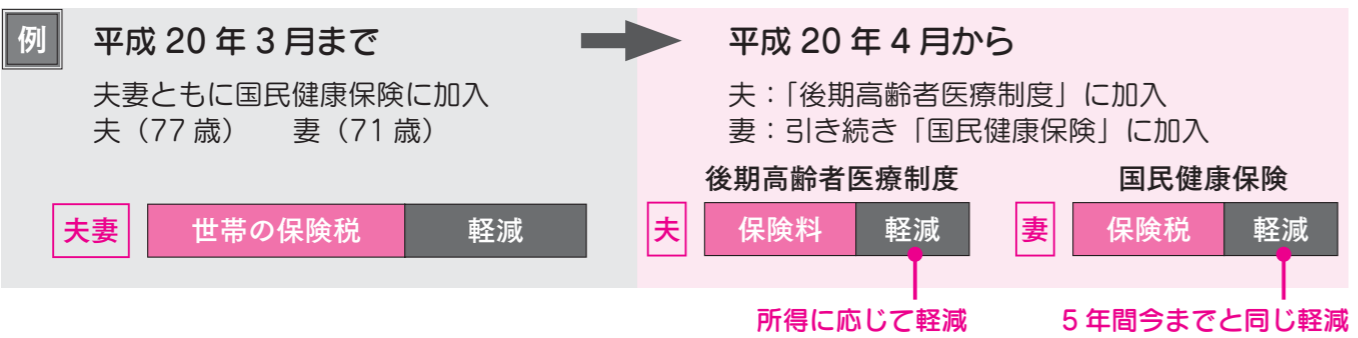


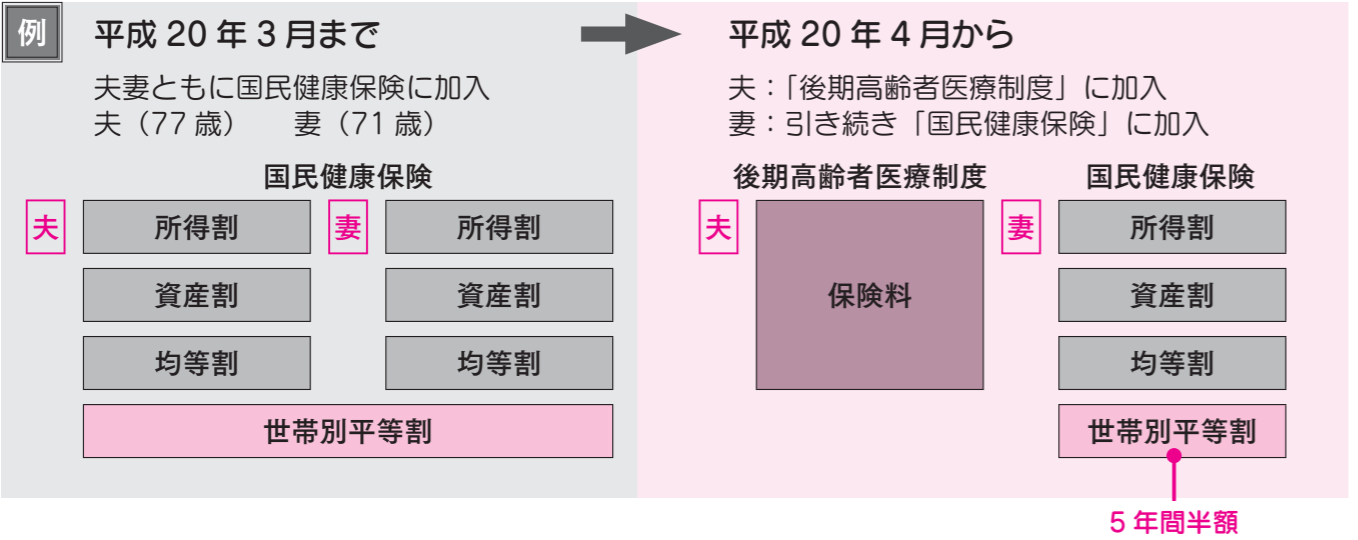
④ 75歳以上（一定の障害のあるかたは65歳以上）のかたと同居する国民健康保険の加入者のかたは、保険税の「軽減」を受けることができます

■ 75歳以上のかたが「後期高齢者医療制度」、75歳未満のかたが国民健康保険に加入の場合

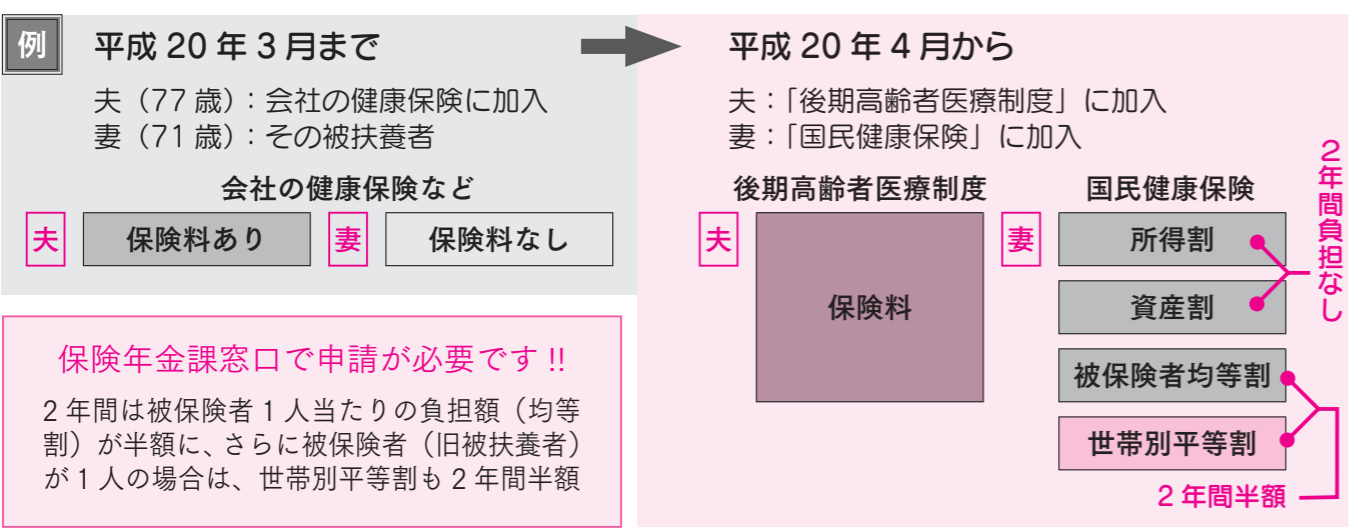
(1) 国民健康保険税の軽減を受けている世帯
世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます



(2) 国民健康保険税が軽減対象外で、国民健康保険の加入者が1人となる世帯
5年間、世帯ごとにご負担いただく保険税が半額になります



■ 75歳以上のかたが国民健康保険以外の健康保険から「後期高齢者医療制度」に移行し、その被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入する場合



平成20年度から 国民健康保険税が大きく変わります!!

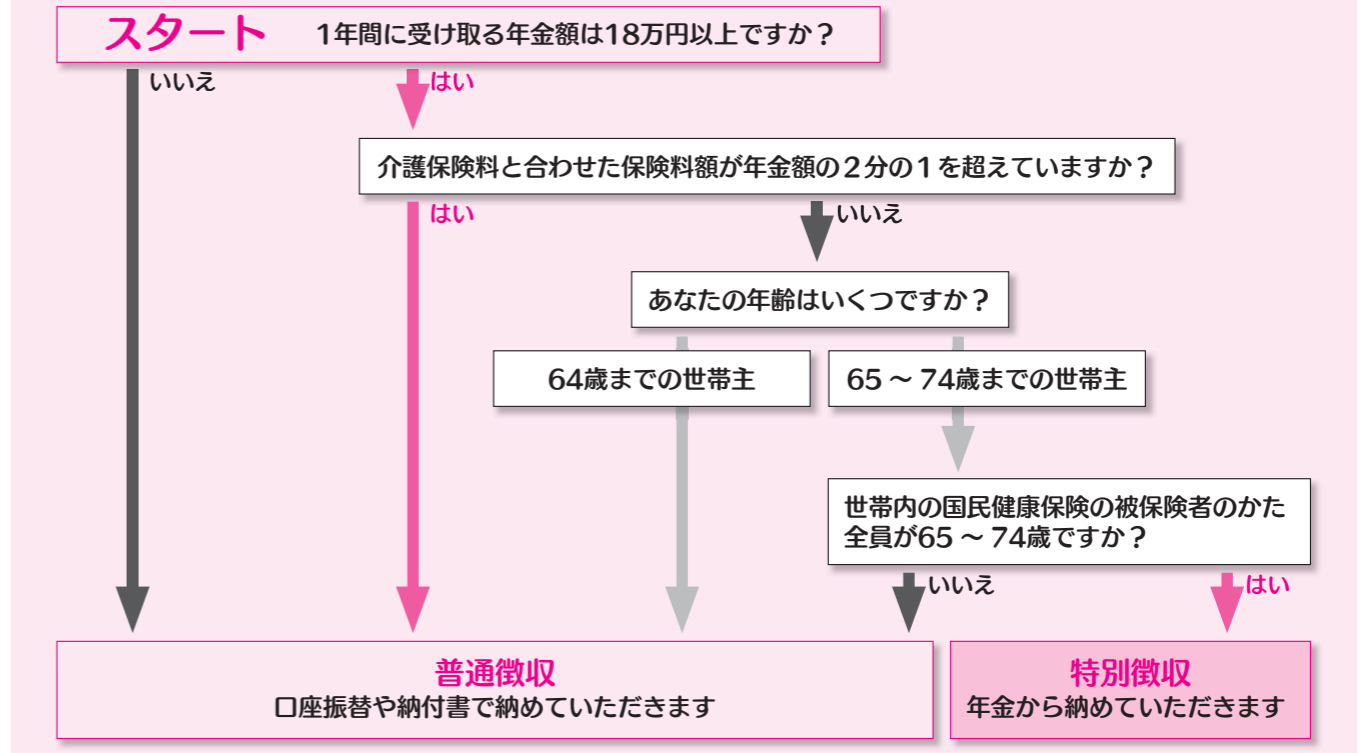
① 保険税の算定に「後期高齢者支援金」が追加 ② 保険税が「統一課税」に

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が平成20年度から変わります。これまで保険税は、医療分と介護分（40～65歳のかた）とを併せた税となっていたが、平成20年度から新たに「後期高齢者支援金」も併せた保険税となります。

国民健康保険税は旧1市3町（深谷市・岡部町・川本町・花園町）の税率による不均一課税でしたが、平成20年度から「統一課税」となります。課税限度額についても統一されます。



③ 65～74歳の国民健康保険に加入する世帯主のかたは、原則、保険税が年金から引かれます



※国民健康保険に加入する65～74歳までの世帯主のかたで、上の図の特別徴収に当てはまる場合は、平成20年10月に支給される年金から国民健康保険税を納めていただくことになります。